

## 建築基準法第43条第2項第一号認定基準

平成 30 年 10 月 11 日制定

令和2年7月 30 日改正

令和6年2月 15 日改正

延べ面積が 500 平方メートル以内の建築物で、次の(1)～(3)のいずれかに該当すること。

なお、延べ面積は、同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計とする。

- (1) その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員 4 メートル以上のものに限る）に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）又は高知県建築基準法施行条例（昭和 63 年 3 月 23 日条例第 3 号）に規定する必要な長さ以上接する建築物で、
  - ①～④の全てを満たすもの
  - ① 建築基準法別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途(劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの)以外の用途であること。
  - ② 公的事業によって築造された道であり、当該道の管理者の承諾があること。
  - ③ 道を前面道路とみなして制限をかけること。
  - ④ 建築物の雨水・汚水排水処理設備の確保ができていること。
- (2) その敷地が建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 144 条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合する道（幅員 4 メートル以上のものに限る）に 2 メートル以上接する建築物で、①～④の全てを満たすもの
  - ① 一戸建ての住宅、長屋又は兼用住宅のいずれかの用途であること。なお、一戸建ての住宅は、用途上不可分である附属建築物を含み、事務所や店舗等の用途を兼ねている住宅を除く。
  - ② 当該道の管理者の承諾があること。
  - ③ 道を前面道路とみなして制限をかけること。
  - ④ 建築物の雨水・汚水排水処理設備の確保ができていること。
- (3) その敷地が幅員 1.0 メートルを超える公共用水路（公共団体が所有又は管理するものに限る）を挟んで道路、農道その他これに類する公共の用に供する道又は建築基準法施行令第 144 条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合する道に 2 メートル以上接する建築物で、水路管理者から占用許可を得ているもの